

# 画像・図版の利用と著作権

酒井 麻千子

## はじめに

作品制作や論文・批評の執筆、さらにはブログや SNS 等での情報発信等、表現行為を行う際に作品の図版や他者が撮影した画像等を利用することがある。画像・図版等を利用する場合、それら画像・図版等に関連する権利（著作権や

肖像権等）を侵害しないように行う必要がある。本稿では、画像・図版を用いた表現行為に関する著作権法上の議論とその課題について検討を行う。

## 1. 著作権法における著作物の利用と「引用」規定

著作権法では、小説や絵画、写真等の著作物を創作した著作者は、複製や上演、翻案等の著作物利用行為につき著作権を有すると規定されている。これにより、著作者以外の第三者が著作物の複製や上演等を行う場合、原則として著作者の許諾が必要となる。著作者に無断で著作物を利用すると、著作権侵害または著作者人格権侵害として、その侵害行為の差止め（出版の差止めや上演の中止等）や損害賠償を請求され、さらには刑事罰を科されることがある。

しかし一定の利用目的や利用態様については、著作者の許諾なく著作物を自由に利用する

ことを認める必要がある。特に本稿で問題とする表現行為を伴う著作物の利用の場合、常に著作者の許諾が必要であるとする、表現活動が著しく制約される可能性が高い。さらに、他人の主張に対して批判を加えるような場合、そもそも許諾を得ることができない可能性もある。そこで著作権法 32 条 1 項では、公表済みの他人の著作物を、公正な慣行に合致し、かつ報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で、引用して利用することができる旨を定めている<sup>1</sup>。

## 2. 「引用」をめぐる裁判例と判断基準

それでは、いかなる著作物の利用が 32 条 1 項の「引用」に該当すると考えられるか。

引用の判断基準は、パロディ作品の引用該当性が争われた事件の最高裁判決<sup>2</sup>で、①明瞭区

分性（引用する側の表現と引用された側の表現が明確に区別可能なこと）及び②主従関係（量的・質的にみて、引用する側の表現が主、引用される側の表現が従の関係にあること）の二要件が提示され、判例・学説で長く用いられてきた。

### 3. 画像・図版の利用と「引用」判断の課題

画像・図版を利用した表現行為の引用該当性につき争われた裁判例に特徴的なのは、引用された画像・図版の鑑賞性の有無に着目した判断が行われている点である<sup>4</sup>。これは、一部引用のしやすい文章等とは異なり、画像・図版の引用では作品全体をそれなりの大きさや解像度で引用せざるを得ないことに起因すると考えられ、総じて引用の成立を否定するものが多いように見受けられる<sup>5</sup>。

引用が成立しない場合、複製権侵害等による権利者の差止請求が認められるため、当該図版を含む論文や作品が回収、廃棄され、表現を世に送り出すことができなくなる。これを回避するため、美術系の評論や論文では、事前に許諾を得て引用することも多いようである<sup>6</sup>。もちろん、批評や論説に必要な限度での引用である必要はあるが、作品の批判を含む論文のように

しかし近年、利用目的や方法・態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度等を総合考慮して引用を判断すべきであるとの裁判例も登場しており<sup>3</sup>、注目が集まっている。

事前許諾を得ることが困難な場合もあり、著作者の許諾の有無が論文や批評の執筆を左右するような状況は、本来的な引用の営みから外れるものと思われる。

今後取りうる方策としては、引用の判断基準の解釈につき議論を深める必要がある<sup>7</sup>と共に、パロディ作品等のような特定の表現活動について、立法でこれを保護することが考えられる<sup>8</sup>。また、利用目的等を考慮しつつ、画像のサイズや解像度等を限定し、その範囲を超えなければ許諾なく無償で引用を可能とすることを明記するような立法も考えられうる<sup>9</sup>。さらに学術論文での引用については、大学や学会等が連携し、美術関係者との協議も踏まえて、画像・図版の引用に関するガイドラインを作成するという方向性も検討されうる<sup>10</sup>。

### おわりに

本稿では、著作権法における引用の規定や解釈をまとめた上で、特に画像・図版の利用に際して生じる問題点と方策を検討した。デジタル化が進む中で、誰でも簡単に画像・図版のデー

タを入手し、それらを用いた多様な表現活動や情報発信が可能になっており、著作者と利用者の利益のバランスを図りつつ、より柔軟な利活用の推進が望まれる。

## 参考文献

- 1 著作権法 32 条 1 項では、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定されている。
- 2 最三小判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 卷 3 号 244 頁 [パロディ・モンタージュ事件第一次上告審]。
- 3 たとえば、知財高判平成 22 年 10 月 13 日判時 2092 号 135 頁 [美術鑑定書事件] を参照。
- 4 たとえば、美術全集収録論文において絵画の図版を許諾なく掲載した行為につき引用の成否が問題となった事例（東京高判昭和 60 年 10 月 17 日無体集 17 卷 3 号 462 頁 [藤田嗣治絵画複製事件]）では、二要件説に立った上で、(1) 明瞭区分性は認めたとの、(2) 主従関係を否定した。すなわち、「本件書籍の紙質、図版の大きさ、掲載の配置、カラー図版の色数に関する各事実と前掲検甲第一号証中の本件絵画の複製物としての仕上り状態を総合すれば、右複製物は、モノクローム図版のものも含め、いづれも美術性に優れ、読者の鑑賞の対象となりうるものとなつて」いることに加え、論文の記述と図版が離れたページにある等、両者の結びつきが必ずしも強くない点を指摘し、「本件絵画図版が論文に従たる関係にあるということではできない」と判示した。
- 5 前掲注 (2) [パロディ・モンタージュ事件第一次上告審]；前掲注 (4) [藤田嗣治絵画複製事件]；東京地判平成 10 年 2 月 20 日知的裁集 30 卷 1 号 33 頁 [バーンズ・コレクション事件]；東京地判平成 19 年 4 月 12 日平成 18(ワ)15024 号 [創価学会肖像写真掲載事件] 等を参照。
- 6 また、投稿規則で事前許諾を推奨するような条項を設ける学会誌も散見される。たとえば、美術史学会が発行している学会誌『美術史』投稿規定 (<https://www.bijutsusushi.jp/c-kaishi-kitei.htm>, 2019 年 7 月 31 日最終確認) 第 9 項では、「挿図に用いる写真の掲載許可については、投稿者が自らの責任において、日本における慣行に配慮しつつ、しかるべき手続きをとる。ただし学会は必要に応じて、許可を求める依頼状を作成する。なお、許可に要する費用は投稿者負担とする。」と記載されている。日仏美術学会の会報投稿規定 (<http://www.francojaponais504.jp>, 2019 年 7 月 31 日最終確認)「執筆の手引き 7. 図版・図表」の (3) でも、同様の規定がある。
- 7 引用の判断基準につき総合考慮説に注目が集まる中で、論文執筆や批評活動等で他人の言説や画像を引用するといった典型的な場面にとどまらず、広く著作物の利用に際して、権利者の利益との調整を行う包括的な規定として捉える見解が学説においても有力となりつつある。たとえば、飯村敏明「裁判例における引用の基準について」著作権研究 26 号 93 頁 (1999 年) や、田村善之「著作権法 32 条 1 項の『引用』法理の現代的意義」コピライト 554 号 2 頁 (2007 年) を参照。
- 8 文化庁文化審議会著作権分科会では、パロディ作品の著作権法上の扱いについて議論が進められている。最近の議論として、2017 年の報告書（文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等に関する報告書」(2017 年 3 月) ([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h28\\_06/pdf/shiryo\\_1.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h28_06/pdf/shiryo_1.pdf), 2019 年 7 月 31 日最終確認) 参照。
- 9 現行法でも、オークションカタログに図版を掲載する際、サイズや解像度を限定し、「著作権者の利益を不当に害しない範囲で」自由利用を認める規定がある (47 条の 2)。
- 10 たとえば、教育目的での利用については、平成 30 年の著作権法改正を受け、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」(<https://forum.sartras.or.jp>, 2019 年 7 月 31 日最終確認) で、学校その他の教育機関で著作物の複製を行う場合のガイドライン作成へ向けた議論が進められている。

酒井 麻千子 (さかい・まちこ)

[生年月] 1982 年 4 月

[専攻領域] 知的財産法・著作権法・情報法

[主たる著書・論文]

酒井麻千子「19 世紀後半における写真保護法規の検討 - 日本及びドイツにおける写真と著作権との関係を中心に」マス・コミュニケーション研究 83 号 115-133 頁 (2013 年)

酒井麻千子「18 世紀後半～19 世紀前半における絵画の複製と著作権 - ドイツ (プロイセン) での議論を中心として -」著作権情報センター (CRIC) 編「第 10 回著作権・著作隣接権論文集」(著作権情報センター、2016 年) 1-23 頁

酒井麻千子「美術作品の複製と著作権—19 世紀ドイツにおける絵画・版画・写真をめぐる議論を中心として—」実践女子大学美術学美術史学 31 号 53-65 頁 (2017 年)

[所属] 東京大学大学院情報学環 社会情報学コース 准教授

[所属学会] 著作権法学会、情報ネットワーク法学会、マス・コミュニケーション学会